

平成28年12月19日農林水産省告示第2531号 施行 平成29年1月18日
改正 令和2年5月20日農林水産省告示第1017号 施行 令和2年5月20日
改正 令和2年10月30日農林水産省告示第2126号 施行 令和2年12月1日

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ハの規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を定める件

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ハの農林水産大臣が指定する材料は、次に掲げる材料とする。

- 一 1-アミジノ-2-チオウレア
- 二 4-アミノ-N-(1,3-チアゾール-2-イル)ベンゼンスルホンアミド
- 三 N-(2,5-ジクロルフェニル)サクシナミド酸
- 四 ジシアソジアミド